

在宅医療と関連したサービス

① 介護保険サービス

Q1 対象となるのは？

- A** ①65歳以上の介護が必要な方、及び日常生活に支援が必要な方、または
②40歳以上65歳未満の方で、国が定めた特定疾患により介護や支援が必要な方

Q2 どこに相談すればいいですか？

- A** 市役所の介護保険課または、お近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が窓口となっています。

Q3 利用できるサービスは？

- A** ホームヘルパー、デイケア、デイサービス、ショートステイ、訪問看護、訪問リハビリ、住宅改修、福祉用具のレンタル・購入、グループホーム、介護保険施設入所等です。

② 障害者サービス

Q1 対象となるのは？

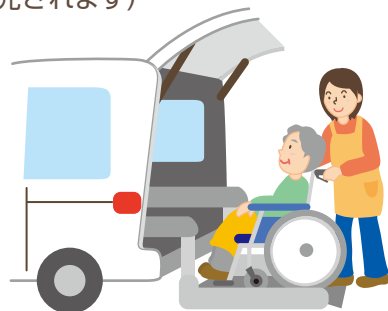
- A** 身体障害者、知的障害者の方（ただし65歳以上の方は介護保険が優先されます）

Q2 どこに相談すればいいですか？

- A** 市役所または、各支所福祉課・保健福祉課で手続きできます。

Q3 利用できるサービスは？

- A** 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）等です。



③ 難病対策

Q1 対象となるのは？

- A** 介護保険や身体障害者などに該当せず、難病疾患治療研究事業の対象疾患（56疾患）

Q2 どこに相談すればいいですか？

- A** まずは主治医へ相談しましょう。その際、主治医の診断に基づき、都道府県に申請します。

Q3 利用できるサービスは？

- A** 医療費の免除や負担軽減、訪問看護、訪問リハビリサービス、必要時には介護保険サービスや障害者サービスの利用も出来ます。



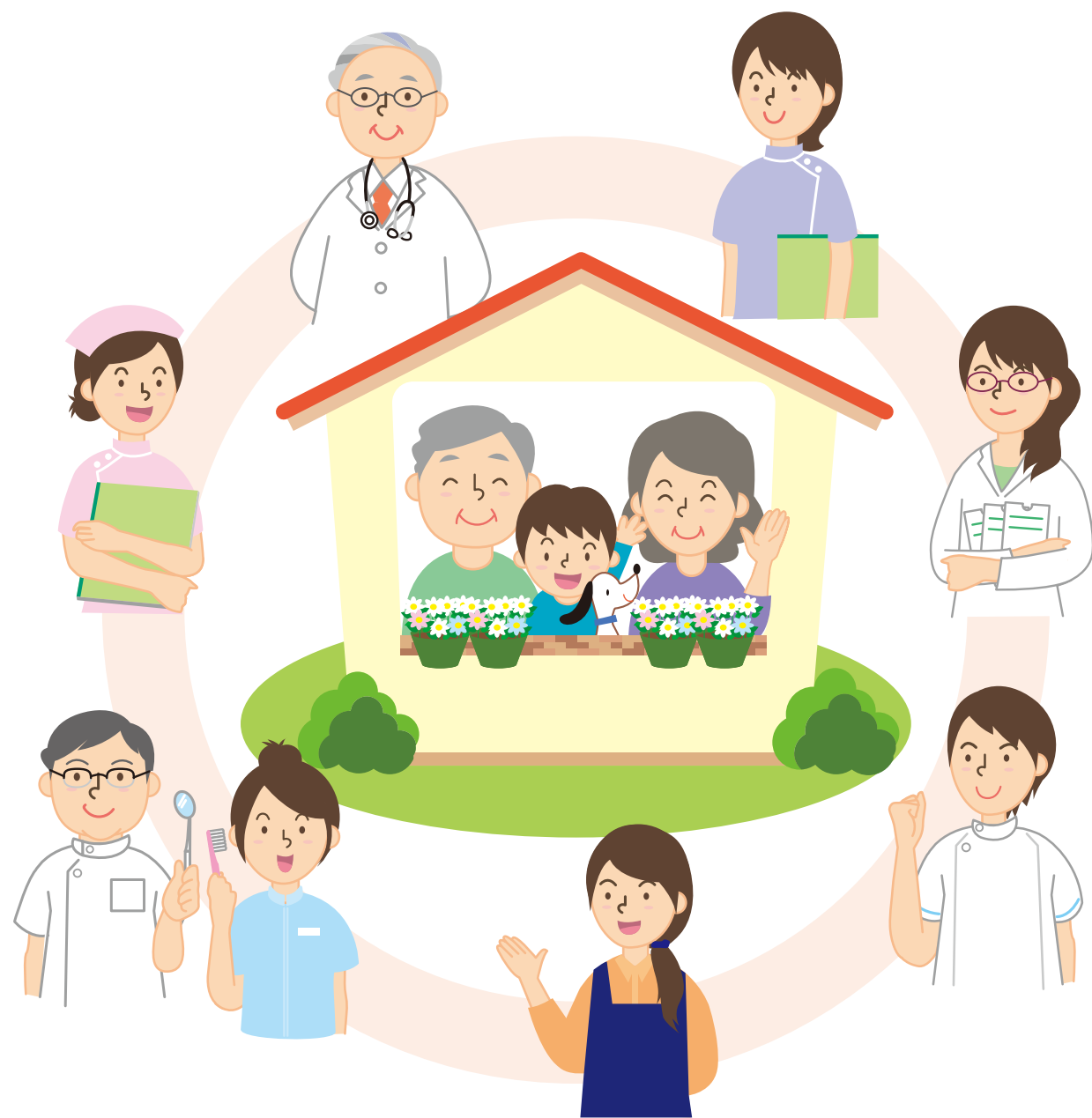
各種サービスの相談は医療機関でも随時受け付けています。
困ったときは、まずはかかりつけ医に相談しましょう！

<パンフレットのお申込み先>

在宅医療連携拠点 医療法人明輝会 内村川上内科
在宅医療連携拠点事業推進室

TEL (099) 244-1500 FAX (099) 244-8130

ご存知ですか？ 「在宅医療」 について



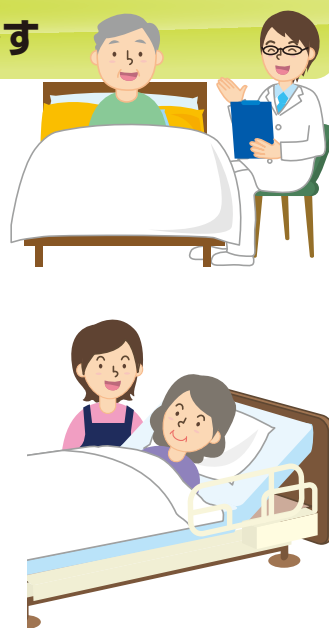
在宅医療は、「生活の場」で行う医療です

在宅医療とは？

医療従事者が「患者様の家」で行う医療です。診察室と同じように問診から始まり、基本的な診察を行います。例えば、処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ、住み慣れた自宅で行う医療、継続する医療のことです。また、近年ではサービス付高齢者住宅など高齢者の方が暮らしやすい、新しい形の「生活の場」も提案され、在宅医療の現場も広がっています。

利用できるのは？

基本的には「寝たきり、またはこれに準ずる状態で通院が困難な者」となっていますが、個々の判断は主治医が行います。



まずはかかりつけ医に相談を！

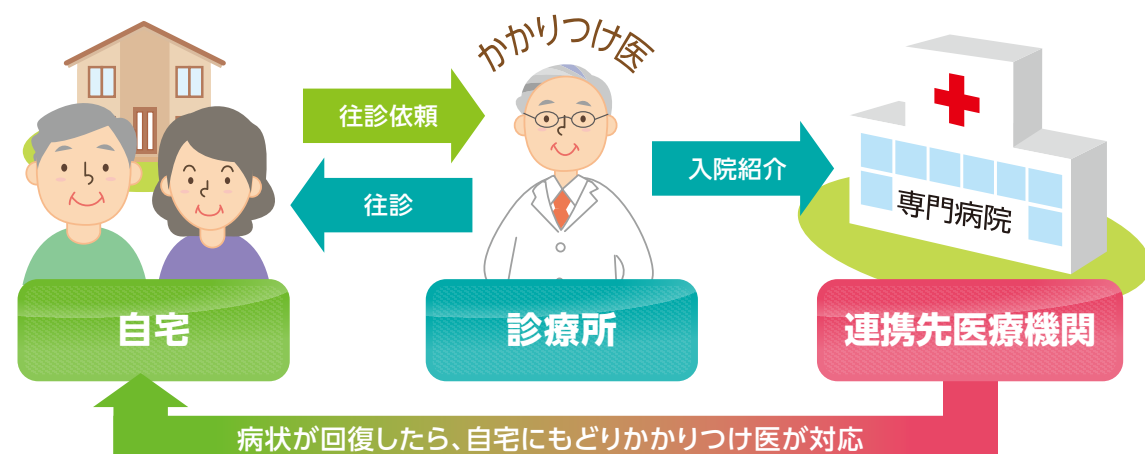
かかりつけ医を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどをしてくれる身近な医師のことを言います。常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれます。また、介護保険の認定を受ける際は主治医に意見書を書いてもらう必要があります。日頃の心身の状態を把握している「かかりつけ医」に依頼するのが最適です。医療・介護サービスを利用する際も医師の指示が必要となってくるサービスもあります。「かかりつけ医」を決めておくことで、安心した在宅生活を送ることが出来るでしょう。



在宅療養支援病院・診療所とは？

緊急時の連絡体制及び24時間往診が出来る体制などを確保している医療機関のことです。24時間体制で医師・看護師が対応し、必要時には自院または連携先の医療機関への入院調整を行ってくれます。



在宅医療サービスの種類

+ 訪問診療

医師が定期的に訪問・診察し病状の管理や相談を行います。

+ 訪問看護

看護師が訪問により点滴や床ずれの処置などの医療行為や医療・介護の相談、助言などを行います。

+ 訪問歯科診療

歯科医師が在宅へ訪問し義歯の調整や虫歯治療、口腔リハビリなどを行います。

+ 訪問歯科衛生指導

歯科衛生士が在宅を訪問し、歯磨き指導や食事摂取を継続する様々な助言を行う。

+ 訪問栄養指導

栄養士が、在宅へ訪問し栄養・食事について助言・指導します。

+ 訪問リハビリテーション

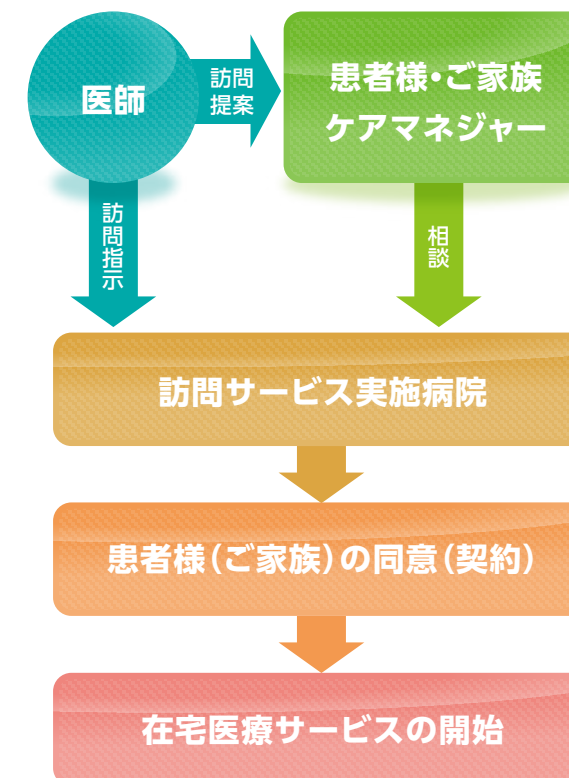
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が在宅を訪問し、リハビリを行います。

+ 訪問薬剤指導

薬剤師が在宅を訪問し、薬剤の正しい服用方法等の指導助言を行います。

※在宅サービスの費用については、症状・状態により変動します。各種助成制度等ありますので、かかりつけ医へご相談下さい。懇切丁寧に対応します。各種助成制度については次のページで紹介してあります。

在宅医療サービス開始までの流れ



あなたの在宅生活をチームで支援します

在宅医を始め、訪問看護師、歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、栄養管理士、ケアマネジャー、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、ホームヘルパー等の医療・介護スタッフがチームとなって、患者様だけでなく、ご家族もサポートし在宅生活を支援します。これまでは、人工呼吸器や胃ろう、人工透析、難病等を抱えている方が、治療を行いながら在宅で生活する事は難しいと考えられていました。近年の科学技術の進歩と一人の患者様に対して、多職種が連携し、治療やケアを行うチーム医療体制の構築により、これまで在宅生活は難しいとされていた方でも、在宅の療養生活が送りやすくなりました。

